

(議院運営委員会)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号) (衆議院

提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の歳費の月額を、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とすること。
- 二、この法律は、令和四年一月一日から施行すること。